

## 【表紙】

【提出書類】	臨時報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成29年3月24日
【会社名】	協和発酵キリン株式会社
【英訳名】	Kyowa Hakko Kirin Co., Ltd.
【代表者の役職氏名】	取締役社長 花井 陳雄
【本店の所在の場所】	東京都千代田区大手町一丁目6番1号 (上記は登記上の本店所在地であり、主な本社業務は下記「最寄りの連絡場所」において行っております。)
【電話番号】	該当事項はありません。
【事務連絡者氏名】	該当事項はありません。
【最寄りの連絡場所】	東京都千代田区大手町一丁目9番2号
【電話番号】	03-5205-7200
【事務連絡者氏名】	経理部長 川口 元彦
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

## 1【提出理由】

平成29年3月23日開催の当社第94回定時株主総会において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本報告書を提出するものであります。

## 2【報告内容】

(1) 当該株主総会が開催された年月日  
平成29年3月23日

(2) 当該決議事項の内容

第1号議案 剰余金の処分の件

期末配当に関する事項

① 配当財産の種類

金銭

② 配当財産の割当てに関する事項及びその総額

当社普通株式1株につき金12円50銭 総額6,840,275,813円

③ 剰余金の配当が効力を生じる日

平成29年3月24日

第2号議案 取締役8名選任の件

取締役として、花井陳雄、河合弘行、立花和義、三箇山俊文、宮本昌志、横田乃里也、西川晃一郎及び  
びりボウィッツよし子を選任する。

第3号議案 監査役1名選任の件

監査役として、新井純を選任する。

第4号議案 取締役の報酬額改定の件

取締役に対する金銭報酬枠を月額から年額に改めた上で、基本報酬と業績連動型年次賞与を含む金銭  
報酬枠を年額5億円（現行月額5千万円の12倍の額のうち、1億円は株式報酬型ストックオプション  
へ移行。）以内とする。

第5号議案 取締役（社外取締役を含む非業務執行取締役を除く）に対する株式報酬型ストックオプション報酬額  
改定の件

取締役（社外取締役を含む非業務執行取締役を除く。）に対する株式報酬型ストックオプション報酬  
額を、第4号議案の金銭報酬枠とは別枠で年額1億5千5百万円（現行の年額5千5百万円と、第4  
号議案における現行の金銭報酬枠からの移行分である1億円の合計額）以内とする。

第6号議案 株式報酬型ストックオプションとして発行する新株予約権の募集事項の決定を当社取締役会に委任す  
る件

当社の取締役（業務執行取締役を指します。）及び執行役員並びに当社子会社の一部取締役に対し、  
株式報酬型ストックオプションとして発行する新株予約権の募集事項の決定を当社取締役会に委任す  
る。

(3) 当該決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

決議事項	賛成 (個)	反対 (個)	棄権 (個)	可決要件	決議の結果 (賛成の割合)
第1号議案	4,781,490	1,282	731	(注) 1	可決 (99.95%)
第2号議案				(注) 2	
花井 陳雄	4,338,442	442,557	2,604		可決 (90.69%)
河合 弘行	4,495,542	287,336	731		可決 (93.98%)
立花 和義	4,506,801	276,077	731		可決 (94.21%)
三箇山 俊文	4,689,418	93,460	731		可決 (98.03%)
宮本 昌志	4,716,705	66,174	731		可決 (98.60%)
横田 乃里也	4,726,250	56,629	731		可決 (98.80%)
西川 晃一郎	4,693,010	89,868	731		可決 (98.10%)
リボウィッツ よし子	4,698,476	84,402	731		可決 (98.22%)
第3号議案				(注) 2	
新井 純	4,781,821	1,041	731		可決 (99.96%)
第4号議案	4,765,315	17,408	838	(注) 1	可決 (99.61%)
第5号議案	4,745,435	37,438	731	(注) 1	可決 (99.20%)
第6号議案	4,634,233	149,308	4	(注) 3	可決 (96.87%)

(注) 1. 出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数の賛成であります。

2. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席及び出席した当該株主の議決権の過半数の賛成であります。

3. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席及び出席した当該株主の議決権の3分の2以上の賛成であります。

(4) 議決権の数に株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本総会前日までの事前行使分及び当日出席の株主のうち各議案の賛否に関して確認できた株主の議決権を集計した結果、各議案の可決要件を満たし会社法上適法に決議が成立したため、本総会当日出席の株主のうち、賛成、反対及び棄権の確認ができていない一部の株主の議決権数は加算しておりません。

以 上